

令和6年第2回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和6年6月18日（火）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- （1）議案第1号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （2）議案第2号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （3）議案第5号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第8号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - （5）閉会中の継続審査について
4. 出席委員 田 中 和 八 委 員 長・石 井 恵 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・古 澤 由 紀 子 委 員
石 田 里 美 委 員・根 本 敦 子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|--------------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 永 井 康 弘 |
| 企画財政部長 | 板 橋 章 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 祐 二 |
| 人 事 課 長 | 本 橋 真由美 |
| 公共施設マネジメント課長 | 鈴 木 教 之 |
| 企画政策課長 | 村 越 貴 之 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |
| 課 税 課 長 | 佐 藤 愛 子 |
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局
- | | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 岡 正 純 |
| 主 査 補 | 會 卓 也 |
| 主 任 主 事 | 石 井 治 夫 |

委 員 長 の 挨拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 おはようございます。本日は総務企画常任委員会が付託を受けた議案3件と所掌する補正予算を審議いたします。審査のほうよろしく願いをいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

市 長 の 挨拶

○松岡正純議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託されました9議案をそれぞれの各常任委員会において審議をいただくこととなりました。本日の総務企画常任委員会では、議案第1号から議案第2号、議案第5号及び議案第8号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては田中委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

委員、執行部の皆さんに申し上げます。発言の際は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから、日程に入ります。

(1) 議案第1号 専決処分(白井市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

○田中和八委員長 日程第1、議案第1号 専決処分(白井市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 地震などにより災害被災して申請書まで提出できない状況でも税金の免除が受けられるようにするための、権限による減免を可能とする規定を追加するものについてですが、市税条例の51条、71条、139条に当てはまると思うんですけれども、これは市長が認める場合この限りではないというところだと思うんですけれども、この辺について詳しく説明をお願いします。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

今回は1月の石川県の能登の地震において、本来であれば減免する場合は納期限までに減免申請書というものを提出しないといけないんですけれども、それができない状況になる人が多々出たことによって急遽地方税法の改正に含まれたものになります。災害ですとか、例えば、想定されるものとしては、市民の方が住んでいる家が火事になったりして家が燃えてしまったり、住んでいた御家族も入院して減免申請書を出せないといったようなことが起きた場合には、減免申請書の提出がなくても減免事由に該当すると市長が認める場合には減免できるというようにするものです。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 それでは、必要と認めて、この関連でない値にするかも分かりませんが、30ページにあります認定長期優良住宅等の申告について、新築住宅等に対するとわられていますので、新築住宅だとは認識しておりますが、例えば、今の新耐震よりもさらに優良住宅にするための改修、これを減額の対象に値しますか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 長期優良住宅については、税金の減免というよりは税金の特例で減額されるものになりまして、今回の税条例の改正に含まれているものについては、特にマンション、お一人ではなくて、多くの方がそれぞれの区分を所有している建物について長期優良住宅の認定を受けるに当たりまして、今までは所有者一人一人が申告していただかないと認定されなかったものを、マンションの分譲事業者がまとめて代表して書類を出すことで認定されるというものになります。

以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 多くの方という言葉は集合住宅を指していることでしょうか。それとも戸建てとはまた別という意味ですか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 認定長期優良住宅の制度そのものにつきましては戸建てでも対象になるんですけども、今回の条例改正で、まとめて書類を提出すれば、税金の減額の適用を受けられるという制度そのものはマンションが対象になります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 個人住民税の特別税、税制控除に係る規定を新設するものということですが、これは市民税3万円と県民税1万円の定額減税のことでしょうか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 こちらにつきましては住民税が1万円と所得税が3万円の定額減税になります。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 6月に1人3万円上限で減税されるのと、住民税が7月から上限1万円減税されますけれども、所得税が年3万円以下の人は3万円との差額はどのようなのでしょうか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の減税で税額から控除し切れない方につきましては調整給付金ということで差額が給付されることになります。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 調整給付金というのはどのタイミングで出るのでしょうか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 調整給付金につきましては、税金とは別の扱いになっておりまして、対象の方に、課税課からではなく別の部署からになるんですけども、恐らく8月中旬ぐらいに対象の方に通知をさせていただいて、そちらの書類の返送をいただいてから順次振り込んでいくという形になると聞いております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 私の知り合いで会社の経理をやっている人が、今一人一人税金が違うので、大変複

雑で、残業が増えて……。〔「ちょっと違う」「関係ない」と言う者あり〕何か……。

○田中和八委員長 いや、条例に関することであれば、結構です。

○根本敦子委員 すごい大変だと聞いているんですけど、課税課の負担もかなり負担だと思うんですけども、その辺は正直にどうでしょうか。

○田中和八委員長 答えられますか。

佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 今回の定額減税の関係で税金の計算が変わりますので、税金を計算するシステムの改修ですとか、あと、市民の方からいろいろと問合せもいただきますので、業務量については増えていると感じております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 これは緊急性があるということで専決処分したわけですがけれども、2か月半ちょっと経過して、該当者はいらっしまったんでしょうか。

○田中和八委員長 いいですか。

佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 確認なんですけれども、どの規定の部分の該当者ということでしょうか。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 どの部分で、この51条の部分ですよね。今回専決処分したわけじゃないですか。税法が改正することによって、2か月半たって、もちろんこれから申請等があるか分からないんですけども、今現在の段階でそういう人が、申請があったか。つまり、要は緊急性があるから、4月1日に専決処分したわけですよね。そうじゃなければ、今回の議案で出されてもいいわけじゃないですか。専決処分したのは緊急性があることなので、今現在、今の現時点でそういった、これに伴う申請、51条の部分でありましたかということです。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 51条の市民税の減免についてなんですけれども、減免申請をいただいて減免した方自体はいらっしゃいますが、緊急で、例えば、災害とかで申請書が出せない状態で減免をした方は今のところいらっしゃらないです。

以上です。

○田中和八委員長 いいですか。

○岩田典之委員 はい、結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑。

根本委員。

○根本敦子委員 固定資産税の課税標準の特例措置について、一定のバイオマス発電施設の特例割合7分の6とする規定を新設するものについてということなんですけれど、市で対象となる事業所はありましたか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 現時点で白井市内に該当する設備はございません。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

○根本敦子委員 はい。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 これは専決なので、あまり細かいことをあれする必要はないんですが、1点だけ。職権による減免の資料のところの3番目の説明、第139条の3で特別土地保有税の減免というのがあります。この特別土地保有税というのは、一定規模以上の土地を取得した人や所有者にかかる税金のことで、昔ありましたけど、平成15年以降は新たな課税は今停止になっているはずなんですよね。でも、ここで今この規定を変えるというのは、そこら辺の意図を説明してください。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 特別土地保有税につきましては平成15年度に課税停止をされていまして、今現在、税金がかかっている方というのはいないんですけれども、課税停止になっているということで、制度そのものがなくなっているわけではございませんので、こちらの特別土地保有税についても、市民税、固定資産税と同様の規定を入れさせていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

○石井恵子副委員長 分かりました。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 この中の特別税額控除とか、固定資産税の減免とか、歳入が減ってくる項目が多々見られますけれども、これは市民にとってありがたいことではありますけれども、市の財政としては、国のほうからの何らかの措置があるのかどうか、あるのであれば、どういう形であるのか、ないか、それを伺います。

○田中和八委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えします。

今回の定額減税によりまして、委員おっしゃるとおり、市税の減額というものが発生することにな

ります。現在、当初予算ではその影響額見ていませんけれども、今後どこかの補正予算でその減額をお示しすることになるんですけれども、それに対しては国のほうから100%地方特例交付金という交付金が交付されると聞いております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます、起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第2号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○田中和八委員長 日程第2、議案第2号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 特定事業所内保育施設に係る課税標準の終了に伴い、特例の場合を定める規定を削除するものについてですが、市に対象となる特定事業所内保育施設はありますか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 市内には1か所ありましたが、こちらの施設に対する特例は令和5年度末で終了していますので、今回の改正による影響はございません。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 特定事業所内保育所というのは企業内保育所だと思うんですけども、それは無認可保育園ですよ。

○田中和八委員長 保育関係の方はいらっしゃらないから、どうなんだろう。ちょっと違う質問かなという感じがあるので、もしあれでしたら、改めて保育のほうにお聞きいただいたほうがよろしいかなと思います。

○根本敦子委員 分かりました。

○田中和八委員長 そのほかにはありますか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第3、議案第5号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

ます。

質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 特別職報酬審議会についてなんですけれども、総務省で一般職の手当を特別職の手当にスライドさせないということと、それから、地方公務員法第44条にも特別職は適用されないということをこの審議会にちゃんと説明して議論されていたのでしょうか。〔「条例改正」と言う者あり〕

○田中和八委員長 なんだよね。〔「違う」と言う者あり〕

条例のほうとちょっとずれていますけれども、御回答できますか。

本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えします。

過去の特別職報酬等審議会で自治省の通知などを示した上で審議をしたかという質問でしょうか。

○根本敦子委員 はい。

○本橋真由美人事課長 特別職報酬等審議会は、令和3年度に委嘱しまして、諮問をかけさせていただいたときに、資料としまして、特別職の報酬と給料の性格について資料でお示しはしています。ただ、自治省通知をそのまま添付したということではありません。

以上です。

○田中和八委員長 そこまでだよ。いいですね。

○根本敦子委員 はい。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第8号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○田中和八委員長 日程第4、議案第8号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いをいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

10ページ、2款総務費について質疑ございますか。〔「10ページですね」と言う者あり〕10ページです。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、10ページの特別職報酬等審議会に要する経費、34万4,000円のことについて伺いたいと思いますけれども、この報酬10人分というのは何回分を予定しているのでしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えします。

報酬の20万1,000円については3回分を予定しております。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この報酬等審議会は必要に応じて設置するということで、任期は3年間ということになっていますけれども、たしか前は令和4年に立ち上げて、6年3月17日までの2年間で終了したわけですね。ですから、今、報酬等審議会はないわけですが、新たにこの報酬等審議会を立ち上げた、3回審議をするということは、どういったことを、いわゆるどのような諮問をする予定なのでしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えします。

諮問事項につきましては、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数について諮問する予定です。以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、ついこの間といいますか、あれは3月か、12月議会じゃない、3月議会、12月議会でしたっけ、期末、報酬が12月議会じゃなかったっけ、期末手当も12月議会だっけ。まあ、12月議会、すいません、3月議会に期末手当の支給率を変更したばかりなんですけれども、本年

度そのために改めて報酬等審議会を立ち上げて3回審査する、その理由は何でしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えします。

大綱的質疑のところでも今回の調査審議に加えた理由について確認があったかと思いますが、1点目につきましては、令和6年2月27日付の白井市特別職報酬等審議会から出されました答申の中で、今後は社会経済や社会動向に応じて適宜見直しする必要があると意見があったことです。

2目につきましては、令和5年第4回定例会において、議員から期末手当について改めて諮問してはどうかとの御意見をいただいたことがあります。

また、平成29年に議会に対し特別職の期末手当の支給月数を今後は一般職と同様に改定を行っていく旨の説明をしたときから一定期間経過していることを理由に、今回議案として特別職報酬審議会の審議事項に三役の手当を追加させていただきました。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認なんですけれども、要は常勤の三役の期末手当のみ3回するということなんですけれども、報酬等はその諮問には入っていないのか、また、議員の期末手当はその諮問には入っていないのか、確認しておきたいと思います。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えします。

現在のところ想定しているのは、三役の期末手当の諮問です。

以上です。

○田中和八委員長 いいですか。

○岩田典之委員 はい。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 同じく10ページの企画費、1)企画事務に要する経費、16万4,000円ですが、消耗品、この内容ですかね、消耗品はどういった内容で16万4,000円の計上でしょうか。

○田中和八委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

こちらについては予算の説明のところでもお話しさせていただいているところなんですけれども、今回これにつきましては少子化対策の一環としてプレコンセプションケアというものを実施したいと思っています。その際に葉酸のサプリメントを婚姻届時に配布するという事で計上したのになります。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

○石田里美委員 はい。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石井委員長。

○石井恵子副委員長 今の関連で、同じところなんですよ、少子化対策でこのサプリを配るというのは、なぜこの企画費なのかなって、素朴な疑問です、これ。担当課が、これは妊婦さんにあげるやつでしょう、妊婦さんというか、出産に関係する、要するに、少子化対策ですからね。それだったら、子育てのほうなのかなと思ったわけですが、なぜ総務費の企画費に入っているのか、そこをちょっとお尋ねします。

○田中和八委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

少子化対策という事務の所掌は一応企画政策課が主となっておりますのでございます。今回この少子化対策ということと出産というか、産前ケアというんですか、がちちょっと結びつかないようなところもあるかと思うんですが、これまでの少子化対策ということが、生まれてから子どもの保育とか、子育てとか、その部分がメインになっているところが多分にあったと思います。それが今の少子化対策の考え方というのは安心して子どもを産んでもらうというところの視点からスタートしているところがあります。なので、今回この葉酸配布ということに対して、まず、安心して妊娠をし、子どもを産み育てていただけるような環境を整えることが市の姿勢として少子化対策につながるものとして考えているので、今回このような取組を始めたというところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 いいのかな。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 私もここがちちょっと気になったところなんですけれども、今、課長がおっしゃったとおり、安心してもらえる、そのとおりなんですけれども、葉酸ですよ、葉酸を配るという活動だと思いますけれども、それも本当に一生懸命考えられて出してきた企画だと思うので、別に異議はないんですけれど、ただ、やはりもうちょっと大きな視点から考えないと、本当に出生率が増えることにはならないかなと、この企画だけでなく、いつも思っています。やはり社会情勢そのものがそういうことになると、世界とか、国とかも関わってきますけれども、なるべく目先の小さなことだけではなくて、もうちょっと大きな企画というんですか、それを考えていただきたいなと思ったので、これはどういう形で企画されたのかお伺いしようと思ったんですけど、ほかの委員が聞かれたので、それは聞きませんが、その辺はどうなのでしょう。

すいません、答えにくい質問で。

○田中和八委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長　今回取組を始めたきっかけの部分を先にお話しさせていただきますと、包括連携協定している事業者と健康会議ということを毎年やっているんですけども、今回その取組の内容を精査していく中で、包括連携協定先の大塚製薬様のほうから今回のプレコンセプションケアという取組についてどうだろうかという提案がありました。そこで、その話を聞いていく中で、葉酸というものが出産時に必要な栄養素であるということが、国内だけではなく海外でも、常識化というんですかね、されているところがありますので、その取組をしてみたらどうかということがまず話のきっかけではあるんです。

実際に、今回、健康会議のテーマとしてはちょっと小さいので、女性の健康という形で今年はやるんですけども、そのきっかけとしてプレコンセプションケアという取組自体が、まず少子化ということを出し出す一つのきっかけだと自分たちは思っています。確かに委員のおっしゃるとおり、取組としては目立たない、地味な、小さい取組かもしれませんが、こういう取組をしている市町村があるということ、全国でもそんなに取組をしているところは数はないので、そういう取組をして、そういう姿勢を持った市であるということを知ってもらいたいということも多分にあります。その一つが、先日千葉日報さんのほうで記事にさせていただいたところもありますので、少なからず、小さいですけども、成果の一つかなと自分たちは認識しているところです。

すいません、以上です。

○田中和八委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長　同じページ、10ページのその上なんですけれども、財産管理費です。非常用放送設備更新工事、これはどこをどのように工事するのか、お尋ねします。

○田中和八委員長　鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木教之公共施設マネジメント課長　お答えいたします。

今回、非常用放送設備更新工事を計上させていただきました。更新する場所につきましては、保健福祉センターの非常用放送設備となります。計上させていただきましたのは、今年の3月19日に実施された保健福祉センターの消防訓練にて非常用放送設備のコンピューターに赤ランプが点灯しているのに気づき、異常が生じていることが分かったことによるものです。

○田中和八委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。いいですか。

それでは、13ページから14ページ、7款4項1目都市計画総務費について質疑ありますでしょうか。なさそうな感じなんですけど、いいですかね。いいですか。

次に、歳入について質疑を行います。

8ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金について質疑ありますか。よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 国からの収入が減額になって、その代替として市債と繰入金が増えているわけなんです。それはそういうものだと思いますけれども、この国からの減額というのは市の財政にとってどのように受け止められているのか、国が減額すればどうしようもないものですが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○田中和八委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えします。

国からの補助金が減額されて、内示のほうが出ておりまして、それに伴って地方債の増額ですとか、財政調整基金の繰入れというものを行っております。

国からの補助金が減額されたということについては、国の予算の総額の中で各市町村に配分された結果と受け止めているんですけれども、市としまして、総合計画に位置づけた重点戦略事業のように市として推進しなければいけない事業等も多々ございますので、事業の優先順位をつけながら、縮小できるところは縮小しながら、やらなければいけないところは予定どおりやっていくということで、今回、事業のそれぞれの執行方針を定めまして、それは歳出予算に反映されているところになりますけれども、やむを得ない部分については財政調整基金を充てながら計画的に事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○田中和八委員長 いいですか。

ほかに、19款1項1目、ここについての質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、次に行きます。同じ8ページ、21款3項2目雑入のうち会計年度任用職員等雇用保険負担金の一部について質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、8ページから9ページ、22款市債について質疑ございますか。よろしいですか。いいですね。

次に、総務企画常任委員会が所掌する地方債補正について質疑はございますか。よろしいですか。いいですか。

次に、5ページ、道路橋梁整備事業から小学校施設改修等事業について、これは質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続審査について

○田中和八委員長 日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異存はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時39分